

第270回（第21期第4回）

島根県内水面漁場管理委員会

日 時：令和4年2月22日（火）13時30分～14時45分

場 所：松江テルサ中会議室

出席者：別添名簿のとおり

1 開 催

- ・事務局長が開会を宣言。
- ・委員9名出席（二本木委員欠席）により委員会が成立していることを報告。

2 挨拶

- ・門協会長挨拶（省略）
- ・染川課長挨拶（省略）

3 議事

- （1）島根県内水面漁業調整委員会指示について（協議）
 - ①コイの持出しの禁止及び放流等の制限
 - ②ニホンウナギの採捕の禁止
- （2）知事許可漁業の制限措置等を定めることについて（諮問）
- （3）内水面における水産動植物の採捕の許可の有効期間について（諮問）
- （4）遊漁規則の変更について（報告）
- （5）漁業権の一斉切替えに係る漁場計画案について（報告）
- （6）令和3年度増殖実績及び令和4年度増殖計画について（報告）
- （7）漁業権における資源管理状況等の報告（報告）
- （8）令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会の概要について（報告）

4 議事の顛末

門協会長 それでは、議事に入ります。規定により、議事録署名者に9番錦織委員、1番高原委員を指名します。

門協会長 議題1、島根県内水面漁業調整委員会指示について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

門協会長 説明は2本まとめてでしたが、審議はそれぞれ行います。

それでは、コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限について、質問等はございませんか。
どうぞ。

高橋委員 それぞれに1つずつあります。コイの持ち出し禁止ですけれども、これは毎年毎年、1年ずつ更新という考え方になると思うのですが、その解除の要件っていうのはどういうときになるのかと。その解除の要件をお伺いしたいということと、それから、ウナギのほうですね、下りウナギ。

門協会長 すみません。1つずつお願いします。ウナギについては次をお願いします。

高橋委員 分かりました。

水産課 発生していなくても、基本的にその水域にはウイルスがいるというところで、抵抗性を持っているコイがずっと生きている状態なので、外から免疫がないコイを入れてしまうと、一気に死ぬというようなことが起きるといことが知られていまして、なかなか解除できる要件というのが、今基準がないというような状況なので、解除は難しいのかなと。ただ、1年ごとの更新というのは、以前、国から機動的に対応ができるように、複数年じゃなくて、毎年の更新というような通知が出ていた影響を受けてやっているのですが、いつ解除できるのかっていうところが全然ない状況ですので、事務的な負担等を考えて、他県ではもう複数年の指示をしている事例があるので、ほかの指示同様、複数年の指示にすることも念頭に入りたいなど、ちょうど水産課の中でも言っていたところですので、そういったこと、次回の更新のときにでも御相談をさせていただければいいのかなと思っています。

門協会長 よろしいですか。

高橋委員 そうすると、県内だけで規制するのか、県外とか日本国中で出なくなったらそれが解除になるのかっていうところも問題になるというふうには思いますけれども、他県で、こっちに持ち込んでやるというような、そういう方がいたとしたら、やはり全国的に規制しなくちゃいけないとか、そういうような問題になってくるので、最後の方には、ブロックでの話っていうことにもなるのかなというふうに常々思っていました。

門協会長 ほかにございませんか。

それでは、事務局の説明内容を了承することとします。

次に、ニホンウナギの採捕の禁止について、質問等はございませんか。

先ほどの、高橋委員のほうから、どうぞ。

高橋委員 下りウナギっていうのを、下りっていうのは一般の人はあんまり分からないです

よね。それで、委員会終了後、ホームページとか紙媒体で外に出すだろうと思うのですが、もし一般の人が見ても、下りウナギって何っていうことになろうかと思います。そのウナギの絵が描いてあるところに米印で、産卵するために云々というような注釈を書き添えてほしいというふうに思っています。前も同じようなこと言ったような気がします。アユもそうですけど、落ちアユとか下りってというのは、何かちょっと蔑んだような感じになっており、それは親ウナギのこととか、卵を持ってるとか、そういった注釈がどうしても必要じゃなかったっていうのを常々言ってるんですけど、お願いしたいなというふうには思います。

水産課 すみません、委員御指摘のとおり、そういった誤解を招くような表現をしないようにということで、チラシには下りウナギというような、下りというワードは入っていない形になっているつもりですけども、委員会の資料の中でいまだに下りウナギというところを使い続けているところがありますので、以後気をつけたいと思います。すみません。

門協会長 そのほかございませんか。どうぞ。

柳原委員 ウナギの関係ですが、ウナギは御承知のように、養殖ウナギ、我々の食卓をにぎわしてくれますけども、養殖ウナギというのはシラスウナギの捕獲から始まるわけですし、下りウナギになる前はウナギの成魚、ずっとたどっていけばシラスウナギだったわけですね。シラスウナギを自然海へ入る前に海岸で捕獲されて、商売されている。その辺りを解決しない限り、根本的に何の解決もしないような気がします、その辺りは国なり県なり、どういうお考えをお持ちでしょうか。末端の漁師さんや遊漁者が取るのを幾ら控えても、ほんの微々たるものだと思います。我々の食卓に上るウナギというのは膨大な量が上がるわけですから、その辺りの、シラスウナギの捕獲のあたりの問題が一番大きな問題になっているような気がします。いかがでしょうか。

水産課 シラスウナギの採捕に関しては、国のほうで許可制の導入や違法な採捕、流通がないように、新しい法をつくって、流通適正化されるように番号を振って、トレサビをしっかりしてというようなところで管理をしていく方向にしているところでございます。

事務局長 委員御指摘のとおり、やはり、どちらかという、親のウナギの数よりも、我々もシラスウナギの数のほうが取られているんじゃないかというふうに考えています。このニホンウナギの採捕の禁止を導入するときには、やっぱり国に対して、我々もこういうのをやっております、当然シラスウナギもきちっとやってくれということでお話をさせてもらっています。そういうこともあって、今、渡邊のほうから話もありましたけれども、シラスウナギは基本的にとってはいけませんよということになっています。ただし、許可とか、漁業権と

かに基づいて取る場合は別ですよというふうになっています。一方、養殖できる養殖場の数も、上限が決まっており、これ以上増やすことができないこと、その中で何匹飼っていいよってというような数もたしか決まっていたというふうに思っておりますというところで、それらを総合して、ウナギの資源管理をやっていきたいと思いますというのが国のほうの考え方というふうになっているところでございます。以上です。

門協会長 よろしいですか。そのほかございませんか。

それでは、事務局の説明内容を了承することとし、議題1の審議を終了します。

議題2、知事許可漁業の制限措置等を定めることについて、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

門協会長 事務局の説明に対して、質問等はありませんか。

それでは、事務局の説明内容を了承することとし、議題2の審議を終了します。

議題3、内水面における水産動植物の採捕の許可の有効期間について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

門協会長 事務局の説明に対して、質問等はありませんか。

それでは、事務局の説明内容を了承することとし、議題3の審議を終了します。

議題4、遊漁規則の変更について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

門協会長 ただいま3漁協から要望が出されております遊漁規則の変更に関する事務局の説明に対して、質問等はありませんか。どうぞ。

高橋委員 事務局にはないですけども、神戸川漁協さんですけども、聞き取りされていると思いますけども、女性についてっていう、女性を特に出してきたのっていうのは、そういう兆候があって、どうも女性が増えてきたぞとか、この機に乗じて人を増やそうみたいな、そんな兆候があったのかっていうことと。

それから、もう一つ、お願いというか、この3漁協さん、こういった規則の変更をされますよね。その変更した結果どうなったかというのは常に報告がないですよ。だけん、オンラインシステムにしたらそこが爆発的に売れたよとか、そういったことがあれば、ほかの漁協さんも参考にできるんじゃないかっていうふうに思いますので、そここのところの聞き取りをまた怠りなくお願いしたいなというふうに思います。

事務局 ありがとうございます。最初の質問のほうで、神戸川漁協さん、女性がどういふ

うな取組をしているという、現状ですけど、聞き取りはしております、現在、神戸川漁協さんの遊漁者の女性に占める割合が大体0.3%ぐらいで、300人いたら1人の状況で、神戸川漁協さんとしてもアユ釣りの講習会を毎年実施しており、女性優先で申し込めるようにするなど、女性に広く知っていただくような取組を実施しています。講習会の開催回数把握はしていませんが、毎年開催している講習会で女性の参加者は多くて1人、女性がない年のほうが多いような状況で、なかなか女性に親しんでいただける機会がないという状況です。このような取組をすることによって、女性に遊漁に接する機会を増やしてほしいと考えているそうです。

また、オンライン化のほうも、事務局としても、江川漁協さんが先に導入しており、私の把握では今回2つの斐伊川さんと高津川さんが導入するので、県内9つの漁協のうち宍道湖漁協さんは、遊漁規則を設けていませんが、今回の導入で3つの漁協さんが導入することになります。導入後の状況等を報告していただき、オンラインでこれだけの人が申し込んだ等があれば、ほかの漁協さんも当然参考にできることだと思うので、そういうところも把握していきたいなと事務局のほうでは考えております。

門協会長 ほかにございませんか。

高原委員 すみません、1点だけ。私がちょっときちんと理解してないだけだと思いますが、26ページの対照表の旧のほうで、現在の中学生在が無料になっているっていう括弧書きのところで、ただし、アユ、ウナギ、ゴギ、ヤマメについては一般と同額っていうふうな理解できる文章かなと思ったのですが、新しいほうでそれが全て無料になるっていう理解でしょうか。何か先ほどヤマメに限って無料になるっていうようなお話だった気がするのですが、私自身がきちんと読めてないだけかもしれないのですが、気になったので、今さらかもしれないませんが、以上になります。

事務局長 委員御指摘のとおりでございます、この新旧対照表を読むと、やはりアユ以下ヤマメまで、全てが今は有料ですよということになっています。それを全て無料にするという理解でいるのですけれども、ちょっとそこはもう一度神戸川漁協さんに確認させてもらって、ヤマメだけを無料にするのか、それとも全てを無料にするのかについては、3月の委員会のほうで、どちらか確認した上で、もう一度諮問させていただきたいと思っております。もし神戸川漁協所属の委員さんのほうから意見があればと思うんですけども。

藤原委員 藤原といいます。今の内容でございますが、理事会等には出ておりましたが、ヤマメは一般的に何人もいるなかであの子上手だな、あれ、鑑札持っとるんかいなというよう

なことから、今まで遊漁料をもらっていました。私も去年、3人ぐらいもらいました。今、ウナギとかコイとか、基本的には夜釣りですよね。15歳以下が行けませんので、それだけ若い、そういうところから、その声はまだあがっておりません。相談はまだしとらんところです。

事務局長 では、そこをもう一度確認して、どちらかだと思うので、先ほど私が言いましたように、ここにあるアユ、ウナギ、ゴギ、ヤマメ、全てを無料にするのか、それともヤマメだけを無料にするのかを確認して、整理して3月の委員会で諮問させていただくっていう形にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

門協会長 ほかにございませんか。

それでは、議題4については、以上で終了させていただきます。

議題5、漁業権の一斉切替えに係る漁場計画案について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

門協会長 事務局の説明に対して、質問等はありませんか。

それでは、議題5については、以上で終了させていただきます。

議題6、令和3年度増殖実績及び令和4年度増殖計画について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

門協会長 ただいまの事務局の説明に対して、質問等はありませんか。どうぞ。

柳原委員 またウナギのことですけれども、先般テレビを見ておりましたら、ウナギというのは一定の年数の間は雌雄の区別がなくって、年数を超えると雌雄の別ができる。養殖ウナギは、ほとんどが雄になるそうです。したがって、この放流されるものが、ぎりぎりのどちらなのかですね、重量が重くなれば、当然何かその境界線を越えて、雄だけを放流するような結果になるのではなかろうかということをお心配するわけですが、その辺り、専門的な御知見はいかがでしょう。

事務局 ウナギは確かに密度効果によって雌雄が変わると思うので、なかなか養殖となると、ある程度コストパフォーマンスを上げないといけないという観点から密度効果を高くすると思うので、雄ばかりというのは私も聞いたことがあります。ベストな形としては、雌雄ある程度同じような割合で入れるのがベストとは思いますが、対応策というのは今の段階では難しいのかなと考えています。

柳原委員 雄と雌が同じような数がいないと増殖の効果というのは上がらないと思います。

したがって、せっかくの放流が無駄になっていくような、増殖の目的を達せずに終わってし

もうような気がしますので、やはりもうちょっと学術的なものを各漁協さんに周知されて、今後できるだけたくさんウナギが我々の食卓に上がるようにしていただけたらというふうに思います。以上です。

事務局長 ありがとうございます。できるだけ小さい種苗を入れるようなことをお願いしつつ、一方で、なかなか今ウナギの種苗が手に入らないという現状もありまして、そこは、義務というよりはお願いベースでという形で漁協さんにはお願いしていきたいなというふうに思います。以上です。

門協会長 ほかにございませんか。

それでは、議題6については、以上で終了させていただきます。

議題7、漁業権における資源管理状況等の報告について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

門協会長 事務局の説明に対して、質問等はございませんか。どうぞ。

錦織委員 教えていただければ幸いですけど、令和2年度の増殖実績表の中で、先ほどもお話があっておりましたが、ウナギの件。私も斐伊川ではウナギの種苗を購入しておりますけど、単価があまりにも他の漁協さんと違うもので、何かいい方法があればと思ってお聞きしますけど。私のほう、令和2年度、318キロ購入しております。単価が7,700円。資料をこの間見させていただいたら、江川さん、八戸川さん、周布川さん、三隅川さんの単価を見ますと大体4,000円程度、江川さんは3,000円台ですけど、あまりにも違うため、種苗の大きさによって違うことも思いますが、私ども、あまりにも単価が違うので、何かいい方法を教えていただきたければ、今年度は間に合いませんけど、来年度の参考にしたいと思ひまして、ちょっとお聞きしますけど。

沿岸課 沿岸漁業振興課の堀と申します。ウナギの単価ですけれども、確かに数の問題もあって非常に高騰しているというのは承知していますが、漁協さんによって、先ほどおっしゃられたように、単価が安く仕入れておられるところもあるようですので、その辺りは漁協さんのほうから情報を仕入れていただくことや、どこから買っているとか、大きさとかもあるかもしれませんし、情報交換していただくのがよろしいかなというふうに思います。

錦織委員 購入先が、何か江川さんのほうでまとめて購入されてるんじゃないかと思ひて資料見てました。5つの漁協さんですか、4つの。そういった、まとめて購入することによって単価を下げることができれば、私どもも一緒にさせていただいて、単価を下げたいと。せっかく放流するようだったら、なるべく安い単価で多くのウナギを放流して、皆さんに喜ん

でいただくということにしたいと思っておりますので、どこの漁協さんでも結構ですので、教えていただければですね。お願いします。

藤原委員 昔はトラックでウナギを運んで、鹿児島から来よったですわね。今はナイロンの袋に酸素が入って、ちょっと水があれば運搬できますがね。それでも値段が3割、4割取られちゃう。今度うちの参事に聞いてみなさい。

錦織委員 この資料を見ると江川漁協さんがまとめて購入しているのではと。

事務局 錦織委員のお話は、例えば資料の72ページなどを見ていただくと、これが八戸川漁協さんの資料になるのですけれども、この72ページのところで、一番左、ウナギというのを見ると、産地が宮崎県になっていて、購入先が江川漁協さんになっており、江川漁協さんが案外一手に引き受けて、西側のほうはやっておられるんじゃないかなっていうお話かなっていうふうに思います。ただ、ちょっと今日は二本木組合長さんおられないので、またちょっと次回以降で。

錦織委員 二本木さんが出てきたらでいいのでよろしくお願いします。

門協会長 そこら辺は情報交換してください。ほかにございませんか。どうぞ。

高橋委員 八戸川漁協さんのところですけども、月別の漁獲量と漁獲金額が分かってないのにトータルは分かるっていう不思議な状況ですけど、これはどうなのかなって思っ。

事務局 一応確認はさせていただいたのですが、今回は月別が追えなかったということで、次回以降は、トータルが分かっているんで、高橋委員さんおっしゃられるとおり、そのまま合計すればある程度分かるのかなというところで、次回以降から把握するよう努めますということでしたので。

西部水産 組合員さんから、漁獲量を個別でいただいたみたいなんですよ。年別でまとめていただいたので全体としては把握しているが、月別で把握できていないが、採捕できる時期は分かっているんで該当があるところに丸（○）をして提出いただきました。

門協会長 ほかにございませんか。

それでは、議題7については、以上で終了させていただきます。

議題8、令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会の概要について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

門協会長 事務局の説明に対して、質問等はございませんか。

それでは、議題8については、以上で終了させていただきます。

その他について、事務局、何かありますか。

事務局長 事務局のほうでは特に準備はしておりません。

門協会長 委員の皆様、全体を通して何かございませんか。どうぞ。

高原委員 質問しそびれたんで、ちょっと教えていただきたいんですけども、先ほどのウナギの放流について御指摘があったと思うのですが、私自身の勉強不足で申し訳ないんですけども、増殖実績っていうのは、放流した個体がどうなったらそれが達成されたというかっていうところが多分一つの視点かなと思ひまして、例えばワカサギなんかは年魚と言われてると思ひますけども、放流してから1年で大きくなって、それを回収するっていうようなことになるかなと思うんですけども、ウナギなんかは数年かけて育って大きくなると思うので、例えば宍道湖でウナギを放流して、それが大きくなったものを回収したら、そこで実績が達成されたっていうふうにするのか、先ほど雄、雌のお話があったように、そういった大きくなった個体が海に帰って行って、産卵までして、その個体がたくさんシラスウナギとして帰ってきたところで実績が達成されたというふうにするのか、魚の種類によっても考え方が変わってくるかなと思うんですけども、もし何かあれば教えていただけたらありがたいです。

事務局長 すみません、ちょっと明確な答えは持ち合わせていないのですが、この増殖義務の考え方は、いわゆる再生産、放流したものが子供を産んでというところまでは考えていないのかなと。ただ、そういうふうになれば、それはまた二次的なところでプラスになるのかなというふうに考えています。この増殖の考え方自体は、放流したものが大きくなって、成魚になって、それを漁獲するというところまでが増殖の義務かなというふうに考えています。それが増殖かなと思っており、増殖の義務自体は、それが、放して大きくなるまでにいろんな障害があるわけですが、その障害が、漁協さんのせいではなくて、自然界のもので、洪水になったりとか、温度が上がり過ぎたりとか、いろいろあるわけですが、こういったところは漁協さんの責任ではないので、それで大きくならなかったものについては増殖義務を果たしていないとは言えないかなというふうに思ひますというところです。

高原委員 ありがとうございます。そうすると、ウナギの先ほどの個数が多くなってしまふとかっていう話は、放流っていうところの観点ではそんなに重視しなくても大丈夫だっていうふうに考えていいということですかね。

事務局長 増殖義務という観点からいくと、そこで放したものが大きくなって取られるっていうのでいいと思ひます。ただ、もう雌雄が分かれて、先ほど言ったプラスの部分ですね、

再生産というところを考えたときにはできるだけ雄雌、雌がおるのがいいかもしれませんが、そういったところを考えると、できるだけ小さいものを放してもらっていいのかなというふうに思いますということですね。

高原委員 ありがとうございます。

門協会長 そのほか。どうぞ。

高橋委員 今のお話を伺うと、柳原委員と、それから高原委員のおっしゃること、再生産まで考えて達成というふうに考えていかないといけないのではないかっていう話ですよ。それを中央に持っていくとか、島根県だけでなく考えていかないと先細りになるんだぞというようなことをおっしゃっているというふうに思っています。だけえ、そこで、同じ重さ、同じキロ数放流したからそれでいいっていう考え方の殻を破らんといけないのではないですかねっていう話だと思います。

門協会長 ほかにございせんか。それでは、その他については終了します。それでは、次回の委員会の開催予定はどうなっていますか。

事務局長 次回の委員会ですけれども、遊漁規則の変更の最終的な諮問をさせていただくというのと、令和4年度の目標増殖量について、これ協議をさせていただきたいというふうに思っております、開催時期は本年の3月の下旬頃を予定しておりますので、皆様方よろしくお願いたします。以上でございます。

門協会長 事務局が用意した議事は全て終了しました。委員の皆様から何かございせんか。それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

令和4年2月22日

議 長 門協 幹男

議事録署名者 錦織 滋

議事録署名者 高原 輝彦

